運　営　規　程

（指定認知症共同生活介護）
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）

社会福祉法人千代田会
ウェルビュー明郷

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護
運営規程

平成１５年　３月２６日　制定
平成１５年　４月　１日　施行

第　１章　総則

（事業の目的）
第　１条　この規程は、社会福祉法人千代田会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）
第　２条　指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援２又は要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神状態を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助・支援することとする。

（運営方針）
第　３条
　事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに同法に関係する岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第７４号）ならびに岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第７９号）に基づき、趣旨及び内容に沿ったものとする。
２　利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うこととする。
３　利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮し、援助・支援を行うこととする。
４　認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、援助・支援を行うこととする。
５　介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととする。
６　介護従事者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力することとする。
７　事業所においては、夜間ケア計画を作成すると共に、その作成された計画に基づき利用者に対し夜間ケアを行うものとする。

（事業所の名称）
第　４条　事業所の名称は、次のとおりとする。
　ウェルビュー明郷

（事業所の所在地）
第　５条　事業所の所在地は、次のとおりとする。
　岐阜県岐阜市真砂町１丁目２０番地の２

（実施主体）
第　６条　事業所の実施主体は、次のとおりとする。
　社会福祉法人　千代田会

第　２章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）
第　７条　事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
一　管理者　　１名（常勤）
（１）　管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
（２）　管理者は、ウェルビュー明郷・ケアハウスの施設長を兼務することが出来るものとする。
（３）　管理者は、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。

二　計画作成担当者　　１名（内常勤１名）
（１）　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護従事者と協議の上、援助・支援の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとする。
（２）　計画作成担当者は、作成した介護計画を利用者又はその家族等にその内容等についてわかりやすく説明し、同意を得るものとする。
（３）　計画作成担当者は、業務に支障がない限り事業所の他の業務との兼務が出来るものとする。

三　介護従事者　　１０名（内常勤３名・非常勤７名）
（１）　介護従事者は、介護サービス及び介護予防サービスの提供を行うものとする。
（２）　夜間時間帯の夜間勤務を行う介護従事者は、常時１名以上が勤務する。
（３）　夜間時間帯を除く時間帯に勤務を行う介護従事者は、入居者３名につき常時１名以上が勤務にあたり、又はその端数を増すごとに１名以上を増員するものとする。
（４）　夜間時間帯を除く時間帯に勤務を行う介護従事者のうち、常に１名以上の常勤者が勤務するものとする。
（５）　介護従事者の員数は同項（２）から（４）に規定する員数を確保し、且つ業務に支障がない限り変更することが出来るものとする。

第　３章　利用者の定員

（利用者の定員）
第　８条　事業所の利用者の定員は、９名とする。

（定員の厳守）
第　９条　事業所は、災害等やむ得ない場合、又は国が認める特別な事情が発生した場合を除き、利用者の定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

第　４章　指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業内容及び利用料等

（事業内容及び利用料その他の費用の額）
第１０条
事業内容は次のとおりとする。
一　入浴介助
二　排泄介助
三　食事介助
四　その他の日常生活上の援助・支援・世話及び機能訓練
２　法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護サービス又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める単位数に、地域区分による単価を乗じて得た額に対し保険者が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。
３　指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関して、次に掲げるものに関する費用を徴収するものとする。
一　家賃
二　食材料費
三　光熱水費

四　理美容費
五　各自の居室で個人で使用される器具及び機器に関わる電気代

六　その他、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用
七　保証金
（当該利用者に請求する家賃等費用の前払金として徴収する。事業所は個別に定期預金証書にした上で、保管するものとする。月ごとの家賃等費用の支払が滞った場合に保証金から補填する。退去後に保証金から補填分を差し引いた全額を利用者若しくは同代理人に返還することとする。ただし、保証金には利息が付かないものとする。）

（入居及び退居）
第１１条
指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援２又は要介護者であって認知症の状態である者のうち、少人数による共同作業を営むことに支障がない者に提供する。
２　正当な理由なくサービスの提供を拒否しないものとする。
３　利用の申し込みに際して、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
４　入居者が共同生活を営むことが困難な場合で、他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所への転居、入所等が適切であると診断された場合は退居するものとする。
５　退居に際して、居宅介護支援事業者に対しての情報の提供や保健医療、福祉サービスの提供者との連携に努めるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の発行）
第１２条　法定代理受領サービスに該当しないサービス費用の支払いを受けた場合は、サービス内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

第　５章　施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）
第１３条　利用者は、日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（衛生保持）
第１４条　利用者は、事業所内の清掃、整頓その他環境衛生保持のため事業所に協力することとする。

（禁止行為）
第１５条　利用者は、事業所内で次に掲げる行為をしてはならない。
一　宗教や信条等など他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵す等の行為
二　喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼす行為
三　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する行為
四　故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は外部に物品等を持ち出す行為

第　６章　非常災害等対策

（非常災害等対策）
第１６条　事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。
２　事業継続計画は、以下の２つの事態に対応するものとする。
（１）非常災害時
（２）感染症蔓延時
３　上記について、定期的な訓練・研修を行う。

第　７章　その他運営についての留意事項

（勤務体制の確保）
第１７条　事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供出来るよう従業員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。

（衛生管理等）
第１８条
　事業所は、設備等の衛生管理に努め、また、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品、医療用具の管理等を適正に行うものとする。
２　感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずることとする。

（掲示）
第１９条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員体制、利用料、その他サービスの選択に資する重要事項を掲示、又は閲覧出来るようにすることとする。

（秘密保持等）
第２０条　従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約事項の内容に記すものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与）
第２１条　事業所は、サービスの提供を利用者に強要したり、指定居宅介護支援事業所等から金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）
第２２条
　利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
２　提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査等に協力するものとする。
３　サービスに関しての苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（運営推進会議）
第２３条　事業者は、利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表者に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る事を目的として運営推進会議を設置し２ヶ月に１回程度開催するものとする。

（事故発生時の対応）
第２４条　サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、適切及び必要な措置を講ずるものとする。
２　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（会計の区分）
第２５条　事業所の会計は、毎年４月１日から翌年３月３１日迄を会計単位とする。

（記録簿等の整備）
第２６条　事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録等の整備を行い、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する諸記録簿等の整備については、完結の日から５ヶ年間保存しなければならない。

（緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き）
第２７条　事業所は、入居者に対して緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。
２　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
３　管理者は、前項の記録について、入居者並びに契約者からの開示請求に応じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第２８条　事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。
（１）虐待防止のための指針を設ける。
（２）虐待防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
（３）虐待防止の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
（４）虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
（５）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

（その他）
第２９条　この規程に定める事項の外、管理及び運営に関する重要事項は社会福祉法人千代田会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は平成１５年　４月　１日より施行する。
平成１５年１２月２４日一部改正　（第３条に第７項条文を追加）
平成１５年１２月２４日一部改正　（第７条第３項条文一部改正）
平成１６年１２月　８日一部改正　（文中誤字・脱字・語句訂正及び料金等を明記）
平成１７年　５月２５日一部改正　（痴呆の名称変更に伴い、認知症と改める）
平成１８年　５月２４日一部改正　（介護保険法改正に基づき条文一部改正及び第２３条を追加）
平成２０年　１月３０日一部改正　（介護保険法施行規則第１４０条の２２第１項第１０号）
平成２２年　３月２４日一部改正　（第７条第２項人員数の変更及び第３項第５号削除）
平成２５年　４月　１日一部改正　（岐阜市条例第６３号施行に伴う条文追加）
平成２６年　４月　１日一部改正　（岐阜市指定基準条例の施行等に伴う条文一部改正）
平成２６年１０月　１日一部改正　（第１０条第３項に条文を追加）
平成２７年　４月　１日一部改正　（地域区分の等級変更に伴い第１０条第２項の条文を変更）
平成２７年　８月　１日一部改正　（介護保険負担割合証の発行に伴い第１０条第２項の条文を変更）
令和　５年　４月　１日一部改正　（料金改定に伴い第１０条第３項の金額を変更）
令和　６年　２月１４日一部改正　（条文追加・一部改正）
令和　８年　８月１９日一部改正　（料金改定に伴い第１０条第３項の条文を変更）